

監事の監査報告書

令和5年6月16日

公立大学法人奈良県立大学
理事長 北岡 伸一 殿

公立大学法人奈良県立大学

監事 山田 陽彦 ㊟

監事 板戸 史朗 ㊟

地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人奈良県立大学の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第8期事業年度における業務の執行を監査しました。その結果について、以下のとおり報告します。

記

1 監査方法の概要

理事会に出席するほか、重要な書類等を閲覧し、また、法人職員等から業務運営の報告を聴取し、各業務の担当責任者等から執行状況の説明を受けるとともに、書面・証憑書類の査閲によりこれを確かめました。財産の状況に関しては、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について説明を受け、検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 業務は法令等に従って適正に実施され、中期目標の達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認める。
- (2) 財務諸表は、財政状態・運営状況、純資産変動の状況及びキャッシュフローの状況を適正に表示していると認める。
- (3) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく表示しているものと認める。
- (5) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。
- (6) 法人の業務の適正を確保するための体制について、適正に整備・運用されていると認める。
- (7) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (8) 理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められない。

以 上